

保健だより

藤沢市立御所見小学校 保健室
保護者の皆様へ No.3 2025.4.16

学校管理下でケガ等された場合について

同じ表題のおしりを、すでに西ひすしてはいますが、具体的な動きをまとめてみました。ご確認ください。

この制度に加入するための費用は、藤沢市が負担しています。災害発症時から、最長10年間の医療給付金が支給されることになっています。そして、この他の学校発症によるケガなどの給付制度のベースになっています。

手続きに必要な書類は、学校からお渡しします。窓口は、保健室です。ご不明な点は、保健室にお問い合わせください。

学校でのケガの手当てについて



学校では、応急手当を行います。

ケガをしてから時間が経過していたり、継続して処置をほいたりするのは治療になります。

治療は、医療行為となるためできません。ご家庭または医療機関において行っていただきますようお願いいたします。

水筒のルール

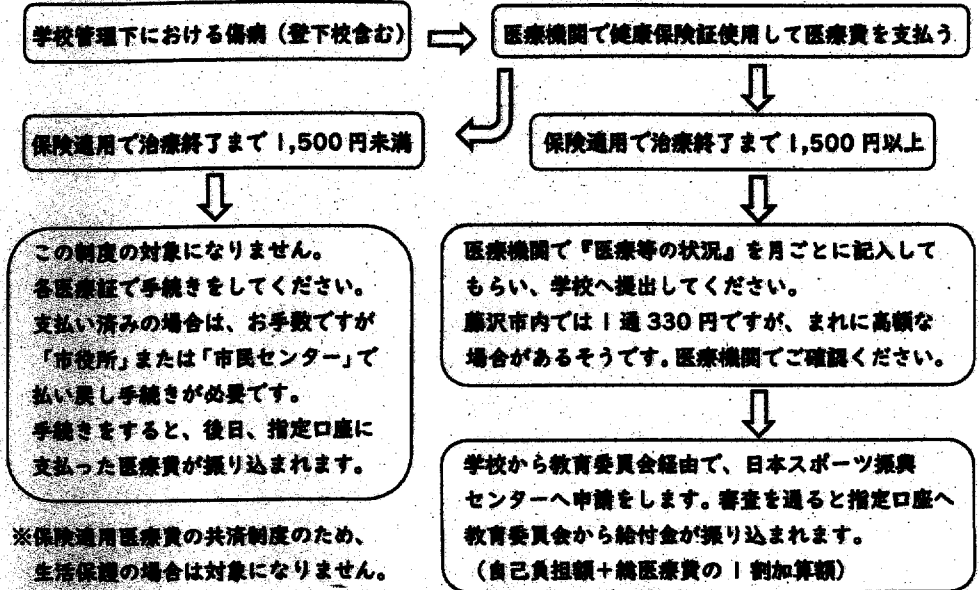
学校の水道水は、学校薬剤師の先生や検査業者による水質検査を実施しており、飲料水として安全に使用できることをご確認できています。

ただ、本校の特徴のひとつでもある「学区が広い」ことから、登下校に時間がかかる児童が少なくありません。そのため、水やお茶を入れた水筒持参可となっております。

また、子どもたちの健康を守るため、夏場のスポーツドリンク可としておりますので、ご家庭で判断をしていただければと思います。

日本スポーツ振興センター災害共済制度について

4月、教育委員会より「学校管理下でケガ等された場合について」が配付されました。この制度説明が記載されていましたが、具体的な手続きの流れをお知らせします。



※保険適用医療費の共済制度のため、生活保護の場合は対象になりません。

*申請に必要な書類は、学校からお渡しします。

*お知らせいただかなければ、傷病に気付くことができない場合がありますので、該当する場合は担任へご連絡ください。

*交通事故は、自動車損害賠償保障事業の給付が基本です。二重に手続きすることはできません。

*手続きには期限があります。受診から2年経過した医療費の手続きはできません。書類審査完了まで2年です。余裕をもって手続きされることをお勧めします。

<手続き窓口>

学校 = 保健室（兼護教諭）

小児医療証・福祉医療証 = 子育て給付課

障がい者等医療証 = 障がい者支援課

日本スポーツ振興センター全般 = 学務保健課

藤沢市役所代表番号

0466-25-1111

（担当課をお伝えください）

えがお

藤沢市立御所見小学校 保健室
児童のみなさんへ No.3 2025. 4. 16

おうのひと、いらはにのみましよう!

元気を守るためのルールを確認!

☆せっけんで手をあらう。

☆ハンカチ・ティッシュを身につける。

☆窓を開けて換気する。

あとは、規則正しい生活が大事です。4月は

新しい環境で、自分が思っているよりも疲れて

いるかもしれません。

「早寝早起き・朝ごはん・朝うんち」で、規則正しい生活を

心がけてください。

落としものしてないかな? (2~6年生のみなさんへ)

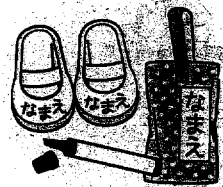
2階の落としものコーナーには、3月までの落としものがたくさんあります。

3月にたくさん増えたため、4月まではそのままおいておきます。4月の

おわりには片付けます。なくしたものがなければ、確認してください。

- ・登校したとき
- ・トイレの後
- ・外から教室へ戻る前
- ・給食の前と後
- ・みんなで使う物をさわる前と後

持ちものには名まえを書きましょう。洋服にも名まえがあるといいですね。



春の校舎は“ひんやり”します...

春の校舎の中は、“ひんやり”、ずずしいです。日晴れて

いたら、外の方があたたかく感じます。

季節の変わり目で、ずずしい日があったり、あたたかい

日があったりしますから、上着や重ね着など、洋服を

脱ぎ着して調節できるように工夫しましょう。

体の具合が悪かったり、ケガをひり

したときには、がまんしないで!!

「具合が悪い」「ケガをした」とときには、すぐに担任の先生や

近くにいる先生に伝えましょう。

4月は、“4月の落としもの入れ”の箱に

落としものを入れてください!